

令和元年第5回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年8月7日(水)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開 会 令和元年8月7日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	
長洲・清里区域	坂井 隆浩		
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域	城戸 政治
長洲・清里区域	磯川 伸哉
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
9. 提 出 議 案

議案第13号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第14号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第15号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第16号	荒廃農地の非農地判断について
	その他

事務局

起立。礼。着席。

それでは、ただいまから、令和元年度第5回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

改めまして、おはようございます。今日はすがすがしい朝になっておりますが、梅雨の入りがちよっと遅かったというか遅くに梅雨が来まして、梅雨が明けたと思ったら台風がすぐやって来ました。ただ、今からが、ほんとうの台風の時期じゃなかろうかということで、特に、梨をつくっておられる方にとっては心配かなと思います。台風もさることながら、暑さが続きますので、どうぞ気をつけて頑張ってくださいと思います。

今日は第5回の長洲町農業委員会の定例会でございます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局

それでは、本日の欠席委員ですけれどもいらっしゃらず、全員出席しておられます。定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長が会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

濱北会長

それでは、ただいまより議事に入ります。

本日の提出議案は、議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第15号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第16号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、4番中嶋委員、5番松野委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

1ページです。議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、受付番号6番と7番は関連がありますので、一括して説明を求めます。

事務局

それでは、議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。

1ページでございます、受付番号6番と7番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

申請地については、議案書の4ページから7ページに字図等を載せております。場所は、長洲駅の東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1ページから4ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

	<p>全部効率利用要件につきまして、申請人は現在、経営面積 1 万7,796㎡、農作業歴57年の経験があり、家族 2 人で作業を行っておられます。申請地には野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するという事です。</p> <p>機械の所有状況でございますが、トラクター及び普通トラックを 1 台、所有されております。</p> <p>通作距離については、自宅から500m程度ということです。</p> <p>地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には野菜の作付を計画しており、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。また、農薬の使用には十分注意して耕作をされるということです。地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということでございます。</p> <p>取得後の下限面積要件につきましては、受付番号 6 番と 7 番を合わせまして、取得後は 1 万8,698㎡であり、下限面積の3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。</p> <p>以上、受付番号 6 番と 7 番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員 3 番の土山委員にお願いいたします。</p>
土山委員	<p>3 番の土山です。</p> <p>先ほどありましたように、6 番と 7 番は隣同士なので一緒に説明します。</p> <p>この周囲をずっとブロックで囲んで一段高くしてあります。そして、道なりの高さです。それで、今は草を切っている状態です。</p> <p>別に売買に対しては問題ありません。審議のほどよろしく願います。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。</p>
坂井推進委員	<p>推進委員、坂井です。</p> <p>先ほど説明があったとおりです。問題はないかと思っておりますので、審議のほどよろしく願います。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。ただいま、事務局と農業委員、推進委員の説明がございました。この件について何か質問等はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号 6 番と 7 番は原案どおり決定をいたします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>受付番号 8 番です。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

それでは、受付番号8番です。議案書の2ページをお開きください。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、8ページ、9ページに字図等を載せておりません。有明成仁病院の南側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の5ページ、6ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積3万1,444㎡、農作業歴30年の経験があり、作業を行っておられます。申請地には野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを1台ずつ所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということ事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には野菜の作付を計画しており、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということ事です。周辺地域の住宅及び住民などに迷惑をかけないように作業し、農薬の使用については、注意を払い地域の防除基準に従うということ事です。また、農業の維持・発展に関する話し合いや活動への参加及び地域での取り組みに遵守・協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業には積極的に参加して、周辺農家と協力して用水路などの管理に努めるということでございます。

取得後の下限面積要件ですが、取得後は3万1,922㎡であり、下限面積の3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号8番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員10番の石井委員にお願いいたします。

石井委員

説明どおりでございます。何も問題はないと思っております。本人さんは水利組合の組合長もされており地域にも溶け込んでおられますので、大丈夫と思っております。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員の説明がございました。この件について質問等はございますか。ないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号8番は原案どおり決定をいたしました。

次に進みます。

10ページです。議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申

事務局

請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。

10ページの、受付番号は3番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、12ページ、13ページに字図等を載せております。月華苑の南側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の7ページ、8ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、社員寮建築のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第一種、第三種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則許可ということになります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過していることから、適当と判断しています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和元年10月1日より着工予定、令和2年9月30日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、社員寮建築によるものであり、その他駐車場及び駐輪スペースのため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は、平坦なため特に造成の計画はないが、隣接地より若干低いため、50cmほど盛り土をし整地を行うということです。盛り土整地に当たっては、土砂の流出・崩壊がないよう慎重に施工をされるとのことです。また、周囲に農地はないため、周辺農地への影響はないということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については道路側溝へ放流ということが計画されています。

以上、受付番号3番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員4番中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員

4番、中嶋です。

位置図を見てもらいますとわかるとおり、周りは全部宅地ということで、また、県道にも沿っていますし、東、西についても、道路に面しているというところで、上下水道も通っていますし、別に差し支えはないかと思っております。

社員寮ということで、集落の方と仲よくしていただければというところ

	<p>ろで、別に問題はないかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。</p>
中村推進委員	<p>中村です。</p> <p>今、説明があったように、北側にも南側にも全部家が建っていて、下水道もちゃんとあって、西側はちょっと道路が狭いんですけど、あそこをきれいにされたら両方からの出入りは十分できると思います。別に問題はありません。審議のほう、よろしくをお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がございました。この件について何か御意見等はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p> <p>なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号3番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。</p>
事務局	<p>14ページです。議案第15号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第15号、農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。</p> <p>今回の申請につきましては、15ページが総括表となり、2019年の期間ごとの総括になります。</p> <p>続いて、16ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては17ページになります。賃借権が1件、4筆の2,206㎡となっております。</p> <p>以上、議案第15号の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p> <p>なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第15号は原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に進みます。</p>
事務局	<p>18ページです。これが今日の最後です。議案第16号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第16号「荒廃農地の非農地判断について」、決定を求め</p>

るものです。

対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は、議案書に記載のとおりです。

対象地は2件、2筆の1,315㎡です。

位置は、長洲町と玉名市雲雀ヶ丘住宅地との境になります。前回の定例会で御審議をいただいたところの地域の一部です。

荒廃農地の非農地判断については、農地利用状況調査の結果においてB分類と判断された農地に対して非農地通知書を発行するため、判断をいただくものでございます。

なお、備考欄にこれまでの結果を載せております。

今回の対象地については、事前に所有者に対して非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地ということでございます。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないこととなります。

なお、参考資料9ページに対象地の位置図、それと、10ページにそれぞれの航空写真等を載せておりますので、あわせて御確認をいただければと思います。

以上、議案第16号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので原案どおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆さんから何かございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、事務局のほうから何かないですか。

(その他事務局説明)

1. 農地利用状況調査について
2. 各種研修会について
3. 第6回定例会について

濱北会長

これで全てが終わりました。令和元年度第5回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会 (終了 午前10時36分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印